

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則

令和5年3月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定による事前協議は、事前協議書類等（太陽光発電設備の設置に係る事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）及び別表第1に掲げる書類をいう。以下同じ。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、その内容を確認し、速やかに協議を開始するものとする。

3 事業者は、協議すべき関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を終了させるものとする。

(近隣関係者への事前説明等)

第4条 条例第6条第1項に規定する標識の設置は、事業予定に関する標識（別記様式第4号）により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規定による報告は、前条の協議が終了するまでに近隣関係者事前説明等実施報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(事業計画の確認、事前協議の終了)

第5条 条例第7条の規定による事業計画の確認は、事前協議書類等に記載された内容及び別表第2に掲げる確認項目により行うものとする。

2 市長は、前項の確認をしたときは、太陽光発電設備の設置に係る事前協議終了通知書（別記様式第6号）により事業者に通知するものとする。

(届出)

第6条 条例第9条に規定する届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業計画（変更）

届出書（別記様式第7号）及び別表第1に掲げる書類を、市長に提出することにより行うものとする。ただし、同表に掲げる書類のうち、第3条の規定による事前協議で提出した書類であって、その内容に変更がないものは提出を省略することができる。

（変更の届出）

第7条 条例第10条に規定する届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業計画（変更）届出書に、別表第1に掲げる書類のうち、事業計画の変更に当たり内容に変更があったものを添付し、市長に提出するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

（設置事業に関する情報の掲示）

第8条 条例第11条に規定する掲示は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第5号の規定に準じて行うものとする。ただし、太陽光発電設備の出力が20キロワット未満の設置事業については、設置事業に関する情報（別記様式第8号）の標識を掲示することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じたときは、当該標識に記載した事項を速やかに訂正し、掲示するものとする。

（廃止の届出）

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業廃止届（別記様式第9号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業廃止完了届（別記様式第10号）により行うものとする。

（立入調査等）

第10条 条例第14条第1項の規定による立入調査を行おうとする者は、その身分を示す身分証明書（別記様式第11号）を携行し、事業者から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

（勧告の手續）

第11条 条例第15条の規定による勧告は、太陽光発電設備の設置事業に係る勧告

書（別記様式第12号）により行うものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた事業者は、太陽光発電設備の設置事業に係る勧告受入書（別記様式第13号）を市長に提出するものとする。

（公表）

第12条 条例第17条の規定による公表は、京丹後市公告式条例（平成16年京丹後市条例第3号）の規定による掲示場への掲示、市の広報媒体に掲載する方法により行うものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

必要な書類	明示すべき内容又は事項	備考
事業計画書	別記様式第2号によるもの	
関係法令手続状況調書	別記様式第3号又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する認定（以下「法計画認定」という。）に係る申請書の添付書類の参考様式として示されている関係法令手続状況報告書によるもの	
事業実施スケジュール	事前協議の開始から設置事業の稼働までに行う関係法令等に基づく手続、施工計画等のスケジュールがわかるもの	様式は任意とする。
土地の取得を証する書類等	登記事項証明書。ただし、当該土地の所有者が事業者本人ではない場合又は事業者本人を含む複数人である場合は、土地の使用に係る契約書又は同意書	
事業者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)		提出日の3箇月以内に発行したものに限る。
位置図、事業区域図	設置事業を行う土地の位置、事業区域、隣接区域の範囲が分かるもの	
計画平面図等	設置事業を行う土地の境界並びに設置事業に係る設備等配置、雨水排水、設計概要説明及び求積	縮尺1,000分の1以上であること。
構造図・配線図	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
発電設備の内容を証する書類	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
近隣関係者説明実施報告書	別記様式5号によるもの	
事業実施体制図	事業計画の実施のための事業体制がわかるもの（事業計画に係る緊急連絡先、保守点検会社等を含む。）	
接続の同意を証する書類	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
事業計画認定通知書	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
その他必要となる書類		適宜求めるものとする。

備考

事業計画書、関係法令手続状況調書及び事業実施スケジュールについては、事前協議の開始前に提出し、その他の書類は、事前協議が終了するまでに提出するものとする。

別表第2（第5条関係）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条及び第5条の2に規定する基準に準じ、下記のとおり事前協議における事業計画上の確認項目を定め、この適合と遵守を求めるものとする。

法令遵守	<ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準及び再生可能エネルギー発電事業の円滑かつ確実な実施を見込む基準に適合すること。 その他発電事業計画の関係様式中に示される事項を遵守すること。
生活環境の保全	<ol style="list-style-type: none"> 関係法令等に基づき、土地及び周辺環境の調査を行うこと。 防災、環境保全、景観保全及び地域活動に配慮した設計、土地開発及び運営管理に努め、周辺地域の安全を損なわないように努めること。 太陽光発電設備の稼働音、反射光、土地の管理等が地域住民の生活衛生や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。 設置事業に伴い樹木を伐採する必要がある場合は、最小限にとどめるとともに関係法令等に基づき適切な対応を講ずること。
防災上の措置	<ol style="list-style-type: none"> 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全及び土砂等流出防止のための適切な土地開発の設計を行うこと。 土地の形状、雨水流出量等計算、形質に対応した適切な設計、措置を行うこと。 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等による太陽光発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備の損壊、飛散又は感電のおそれがないことを確認するとともに、事業区域又は設備に起因して生じた事象等は、事業者が責任をもって対応すること。
近隣関係者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 配慮すべき地域住民の把握並びに説明会の開催及び戸別訪問などを行い、事業概要並びに環境及び景観への影響等について理解を得るように努めること。 地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。 事前協議の開始から太陽光発電設備の稼働開始までの期間中、公衆から見やすい場所に事業計画に関する標識を掲示すること。 計画認定基準で定める地域活用要件は、設備区分要件に応じ履行すること。 近隣関係者から説明、対応等の要望があった場合又は事象に関する苦情、紛争、災害等の発生にあっては、事業者が責任をもって対応すること。
設備設置後の維持管理等	<ol style="list-style-type: none"> 保守点検及び維持管理の計画の策定及び体制の構築を行うこと。 太陽光発電設備が技術基準に適合し続けるよう、適切に太陽光発電設備を運転し、保守点検及び維持管理を実施すること。 事業区域内で太陽光発電設備の維持管理等に係る作業を行う場合、有害物質の飛散又は流出により地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること。 太陽光発電設備の異常、破損等により周辺地域への被害が発生し、又は発生することが予想される場合は、市及び住民へ速やかに連絡するように努めること。 事業区域からの資材、残材等の飛散、雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理するとともに、廃棄物等は適切に処理するように努めること。 第三者が太陽光発電設備に近づくことができない場合を除き、構内に容易に立ち入ることができない高さの柵等であって、容易に取り外しができないものを設置すること。 事業を終了した太陽光発電設備について、撤去が完了するまでの期間、事業者の責任において適切に維持管理することとし、廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し可能な限り速やかに太陽光発電設備の撤去及び処分を行うこと。
各種事前手続の完了	<ol style="list-style-type: none"> 送配電事業者の接続検討及び連系等に係る承諾を得ること。 再生可能エネルギー発電事業計画等に係る策定又は認定を完了すること。 事前説明標識の設置、説明会等の開催、その結果の報告を完了すること。 適正な境界、地目、土地利用計画等に係る手続を完了すること。 その他協議の終了までに関係法令等の手続の全てを完了すること。

京丹後市長 様

申請者
住所
氏名

太陽光発電設備の設置に係る事前協議書

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12条）第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議を申請します。

種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更（内容 _____）
----	---

1. 事前協議の対象計画

発電設備の名称	
事業区域面積	m ²
総発電出力	kW
事業者名称・代表者氏名	
事業者の住所	
申請者との関係	
本事業計画の担当窓口	（所属、担当者名、連絡先）

2. 事業計画の内容

別紙のとおり

3. 遵守事項

遵守事項に同意する場合はチェックを付してください。

遵守事項	事業計画策定ガイドライン（注）及び別表第2に従って適切に事業を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	発電事業を実施するに当たり、関係法令等の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を囲う柵塀等の外側等の見やすい場所に標識を掲示すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	発電事業に関する情報について、京丹後市長に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を処分する際は、関係法令等を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>

注 事業計画策定ガイドラインは、経済産業省が策定し、公表したものです。

太陽光発電設備の設置に係る事業計画書

1 全体概要

発電設備の名称						
事業者名称						
事業者法人番号						
設備ID（注1）						
事業区域の場所 （注2）	京丹後市 町					
	所在（地番まで）	面積（㎡）	地目（予定の有無）			
			（変更 <input type="checkbox"/> ）			
			（変更 <input type="checkbox"/> ）			
	総面積					
※地目は、提出時点の現況地目を記入してください						
※事前協議中、土地の取得を証する書類（写し）等を提出してください						
設置形態	FIT 制度	<input type="checkbox"/>	自己託送	<input type="checkbox"/>	オンサイト PPA	<input type="checkbox"/>
	FIP 制度	<input type="checkbox"/>	自家消費	<input type="checkbox"/>	オフサイト PPA	<input type="checkbox"/>
	相対契約	<input type="checkbox"/>	その他（ ）			<input type="checkbox"/>
※該当すべてにチェックしてください						
総発電出力	kW					
計画期間	年 月		～	年 月		
事業開始時期	年 月					

注 1 事業計画認定時の設備 ID を記載するものとし、認定前又は ID 対象外の場合は「取得後報告」、「対象外」と記載してください。

2 区域内の全筆を記載するものとし、地目変更予定の場合は（変更）にチェックしてください。

2 工事概要

工事期間	年 月		～	年 月	
完了予定日	年 月				
発注者	名称及び代表者の氏名				
	工事担当者の氏名				
	連絡先				
施工者	名称及び代表者の氏名				
	工事担当者の氏名				
	連絡先				

3 維持管理等の計画

発電事業	発電事業者	
	住所	
	担当者の氏名	
	連絡先	
	緊急連絡先	
保守点検	保守点検責任者	
	住所	
	担当者の氏名	
	連絡先	
	保守点検の計画	
環境管理	管理責任者	
	住所	
	担当者の氏名	
	連絡先	
	維持管理の計画	
事業終了後の撤去処分	撤去処分の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	費用確保の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	撤去処分の計画	
計画変更	予定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		(内容)

4 その他個別事項

地域活用計画の有無 (環境価値, 自立運転, 給電コンセント等)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	(内容)
環境配慮対策の有無 (維持, 生活環境, 排水, 防災等)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	(内容)

年 月 日

太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況報告書

申請者 事業者名

代表者氏名

印

発電設備の設置場所に係る関係法令等及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1 対象計画

発電設備の名称	
事業区域面積	m ²
総発電出力	kW
申請者と設備の関係	
本手続きの担当窓口	(所属、担当者名、連絡先)

2 発電設備の設置場所に係る関係法令等の状況

	項目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
2	都市計画法に基づく開発許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
3	河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：

4	港湾法に基づく港湾区域内の水域 又は港湾隣接地域における占用の 許可、臨港地区内における行為の 届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
5	海岸法に基づく海岸保全区域等の 占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律に基づく急傾斜地崩 壊危険区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
7	砂防法に基づく砂防指定地におけ る行為許可、砂防設備の占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
8	地すべり等防止法に基づく地すべ り防止区域又はばた山崩壊防止区 域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
9	景観法に基づく届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
10	農業振興地域の整備に関する法 律に基づく市町村の農業振興地 域整備計画の変更手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
11	農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：

12	森林法に基づく林地開発許可等 手続、伐採及び伐採後の造林の 届出手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財 包蔵地土木工事等届出、史跡・名 勝・天然記念物指定地の現状変更 許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
14	土壤汚染対策法に基づく土地の形 質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
15	自然公園法に基づく工作物新築許 可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
16	自然環境保全法に基づく工作物新 築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
17	絶滅のおそれがある野生動植物の 種の保存に関する法律に基づく生 息地等保護区の管理地区の行為許 可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律に基づく鳥獣 保護区の特別保護地区の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：
19	環境影響評価法・条例に係る環境 影響評価手続 (環境影響手続における事業名 称：)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(TEL)：

20	その他の法律・条例に係る手続 (法令名：)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 連絡先(Tel)：
上記以外の相談先（部署名）				

- 注 1 掲載した関係法令等は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認及び手続きを行ってください。
- 2 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「20 その他の法律・条例に係る手続」に記入してください。
- 3 太陽光発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入してください。

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例 事業予定に関する標識		
太陽光発電事業を実施予定です		
標識設置日	年 月 日	
発電事業の名称		
事業の対象区域	所在（地番まで）	面積（㎡）
	総面積	
計画発電出力	kW	
設置形態		
事業計画期間	年 月 ～ 年 月	
発注者	名称	
	住所	
	連絡先	
施工者	名称	
	住所	
	連絡先	
工事予定期間	年 月 ～ 年 月	
（配置等平面概略図）		

60cm
以上

40cm以上

- 注 1 事業計画内容を近隣住民等へ周知するため、事業対象区域内の公衆の見やすい場所に設置すること。なお、対象区域が複数の区に及ぶ場合は該当区ごとに複数の設置を行うこと。
- 2 歩行者・ドライバー等の視認性を考慮し、支障にならない場所に設置すること。
- 3 事前協議終了までの間、常時掲出された状態を保つとともに風雨等による飛散がないよう発注者又は施工者の責任において設置すること。

別記様式第5号（第4条関係）

近隣関係者事前説明等実施報告書

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する近隣関係者への周知及び説明を実施したので、同条第3項に基づき次のとおり結果を報告します。

1 対象計画

発電設備の名称			
事業者名称			
設備ID（注）			
事業区域の場所	京丹後市	町	
	住所（地番まで）	面積（㎡）	
		総面積	
計画期間	年	月	～ 年 月

注 事業計画認定時の設備IDを記載するものとし、認定前又はID対象外の場合は「取得後報告」「対象外」と記載してください。

2 実施内容

実施計画	(方法、対象範囲、説明実施者、実施日時又は期間等の計画)
実施結果	(方法、日時、場所、対象者分類（条例第2条第5項）、人数、実施者、説明内容） ➤ 質疑等を簡潔にまとめ、説明機会ごとに記載すること。 ➤ 使用した資料を添付すること。 別紙のとおり（注）

注 実施結果の報告様式は任意とし、別紙にまとめること。

別記様式第6号（第5条関係）

年 月 日

様

京丹後市長



太陽光発電設備の設置に係る事前協議終了通知書

年 月 日付けで提出のあった事前協議が終了したので、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12号）第8条第1項の規定により、通知します。

1. 発電設備の名称
2. 事業者の名称
3. 事業計画の概要
4. 意見
5. その他

京丹後市長 様

申請者

住所

氏名

太陽光発電設備の設置に係る事業計画（変更）届出書

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12号）第9条（第10条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出書を提出します。

種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更（内容 _____）
----	---

1. 届出の対象計画

発電設備の名称	
事業区域面積	m ²
総発電出力	k W
事業者名称・代表者氏名	
事業者の住所	
申請者との関係	
本事業計画の担当窓口	（所属、担当者名、連絡先）

2. 事業計画の内容

別紙のとおり

3. 遵守事項

遵守事項に同意する場合はチェックを付してください。

遵守事項	事業計画策定ガイドライン（注）及び別表第2に従って適切に事業を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	発電事業を実施するに当たり、関係法令等の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を囲う柵塀等の外側等の見やすい場所に標識を掲示すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	発電事業に関する情報について、京丹後市長に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
	発電設備を処分する際は、関係法令等を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>

注 事業計画策定ガイドラインは、経済産業省が策定し、公表したものです。

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

発電事業の設備			
発電設備	区分	太陽光発電設備	
	名称		
	設備 ID		
設置場所	住所（地番まで）		面積（㎡）
	総面積		
出力	kW		
設置形態			
発電事業者	名称		
	住所		
	連絡先		
保守点検責任者	名称		
	連絡先		
運転開始年月日	年 月 日		
事業計画期間	年 月 ～ 年 月		

30cm
以上

35cm
以上

- 注 1 1 行目は固有の事業名称を記入するものとし、「固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業」に該当する場合は、当該事業名を併記すること。
- 2 「設備 ID」欄には固定価格買取制度に基づく設備 ID を記載するものとし、当該 ID 取得のない設置事業の場合は省略すること。
- 3 歩行者・ドライバー等の視認性を考慮し、支障にならない場所に設置すること。
- 4 運転期間終了までの間、常時掲出された状態を保つとともに風雨等による飛散がないよう発注者又は施工者の責任において管理すること。

京丹後市長 様

申請者
住所
氏名

太陽光発電設備の設置に係る事業廃止届

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例第13条第1項（令和5年京丹後市条例第12号）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1. 届出の対象事業

発電設備の名称	
設備ID（注1）	
総発電出力	kW
事業者名称・代表者氏名	
事業者の住所	
申請者との関係	

2. 廃止の予定

設置事業廃止予定日	年 月 日
廃止時の対応 廃止後の措置 （注2）	

- 注 1 「設備ID」欄には固定価格買取制度に基づく設備IDを記載するものとし、当該ID取得のない設置事業の場合は省略すること
- 2 事業期間の終了の予定日を証する書類を添付すること。

京丹後市長 様

申請者
住所
氏名

太陽光発電設備の設置に係る事業廃止完了届

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例第 13 条第 2 項（令和 5 年京丹後市条例第 12 号）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1. 届出の対象事業

発電設備の名称	
設備 ID（注 1）	
総発電出力	k W
事業者名称・代表者氏名	
事業者の住所	
申請者との関係	

2. 廃止完了の概要

設置事業廃止日	年 月 日
廃止時の対応 廃止後の措置 （注 2）	

- 注 1 「設備 ID」欄には固定価格買取制度に基づく設備 ID を記載するものとし、当該 ID 取得のない設置事業の場合は省略すること
- 2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃止措置完了を証する書類及び廃止措置完了後の事業区域の写真を添付すること

別記様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

(表)

第	号	
身分証明証		
所	属	
職	名	
氏	名	
生年月日		
上記の者は、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和 5 年京丹後市条例第 1 2 号）第 1 4 条第 1 項の規定による立入調査することができる者であることを証明する。		
年	月	日
京丹後市長		印

(裏)

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

抜粋

(立入調査等)

第 1 4 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員等を事業区域に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする市職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

別記様式第12号（第11条関係）

年 月 日

様

京丹後市長



太陽光発電設備の設置事業に係る勧告書

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12号）第15条の規定により、必要な措置を講ずることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、当該勧告の内容を公表することがあります。

1. 発電設備の名称
2. 事業者の名称
3. 設置事業の場所
4. 勧告の内容
5. 必要な措置を講ずべき期限
6. その他

別記様式第13号（第11条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者

住所

氏名

太陽光発電設備の設置事業に係る勧告受入書

年 月 日付け 第 号で通知のあった勧告を受け入れます。
つきましては、必要な措置を講じ、措置完了後に報告します。

1. 発電設備の名称
2. 事業者の名称
3. 設置事業の場所
4. 措置の内容
5. 是正の期限
6. その他